

# 人事行政の運営等の状況

平成19年3月

橋本市

# 人事行政の運営等の状況の公表

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	人 69,741	千円 24,773,811	千円 39,501	千円 5,903,939	% 23.8	% 24.5

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

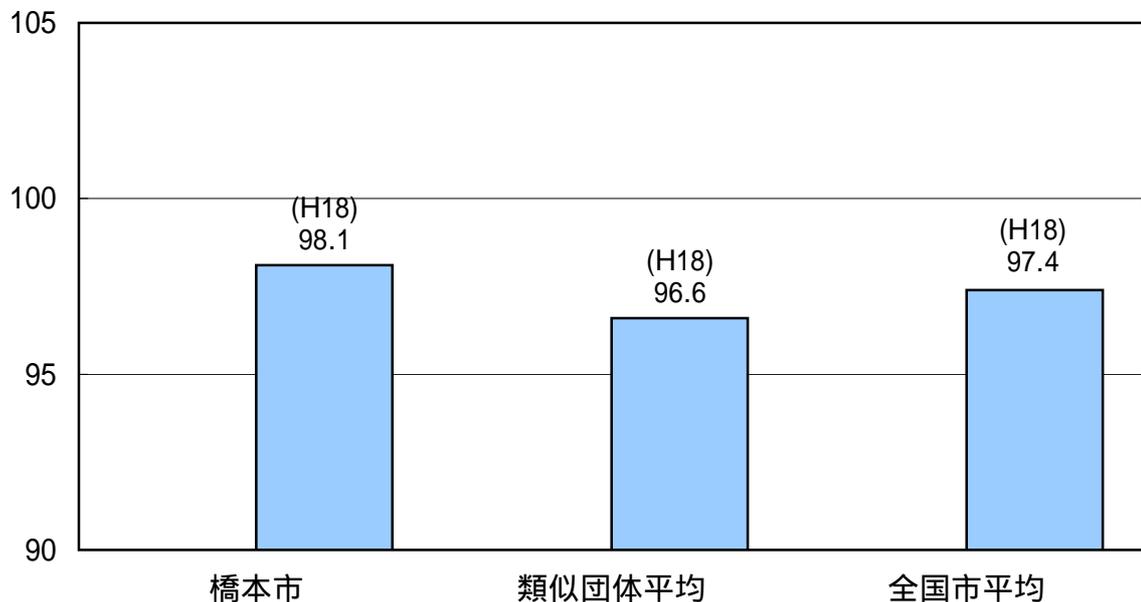
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
17年度	人 634	千円 2,516,392	千円 524,014	千円 1,047,432	千円 4,087,838	千円 6,448	千円 6,452

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

### (3) 特記事項

平成18年3月1日に「旧橋本市」と「旧高野口町」とが合併し、「橋本市」となったため、平成17年度以前の数値等は、一部省略しています。

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

#### 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	45.3 歳	363,118 円	444,671 円	383,083 円
和歌山県	43.0 歳	353,257 円	421,231 円	389,307 円
国	40.4 歳	328,477 円		381,212 円
類似団体	43.4 歳	345,483 円	404,225 円	378,417 円

#### 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
橋本市	42.7 歳	329,714 円	372,981 円	354,649 円
うち 清掃職員	41.8 歳	336,441 円	398,403 円	369,670 円
うち 学校給食員	33.1 歳	261,434 円	295,300 円	287,540 円
うち その他	43.8 歳	332,002 円	366,826 円	352,761 円
和歌山県	48.4 歳	349,340 円	390,523 円	374,335 円
国	48.4 歳	286,500 円		318,595 円
類似団体	47.8 歳	318,854 円	348,468 円	336,757 円
民間事業者平均	50.8 歳		310,549 円	

#### 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	42.7 歳	343,212 円	368,669 円
和歌山県	47.0 歳	417,239 円	472,384 円
類似団体	43.8 歳	349,486 円	373,182 円

#### 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
橋本市	41.4 歳	337,005 円	419,033 円
和歌山県			
国			
類似団体	41.0 歳	328,775 円	398,026 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		橋本市	和歌山県	国
一般行政職	大学卒	165,094 円	173,825 円	種 179,200 円
	高校卒	134,248 円	136,071 円	種 170,200 円
技能労務職	高校卒	154,909 円	131,745 円	種 138,400 円
	中学卒		118,767 円	
教育職	大学卒	165,094 円	194,077 円	
	高校卒		144,526 円	
消防職	大学卒	171,496 円		
	高校卒	138,516 円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,022 円	295,171 円	347,066 円
	高校卒	198,850 円	245,022 円	295,171 円
技能労務職	高校卒	237,262 円	274,704 円	327,181 円
	中学卒	198,850 円	245,022 円	295,171 円
教育職	大学卒	245,022 円	295,171 円	347,066 円
	高校卒			
消防職	大学卒	252,685 円	303,222 円	354,147 円
	高校卒	206,222 円	252,685 円	303,222 円

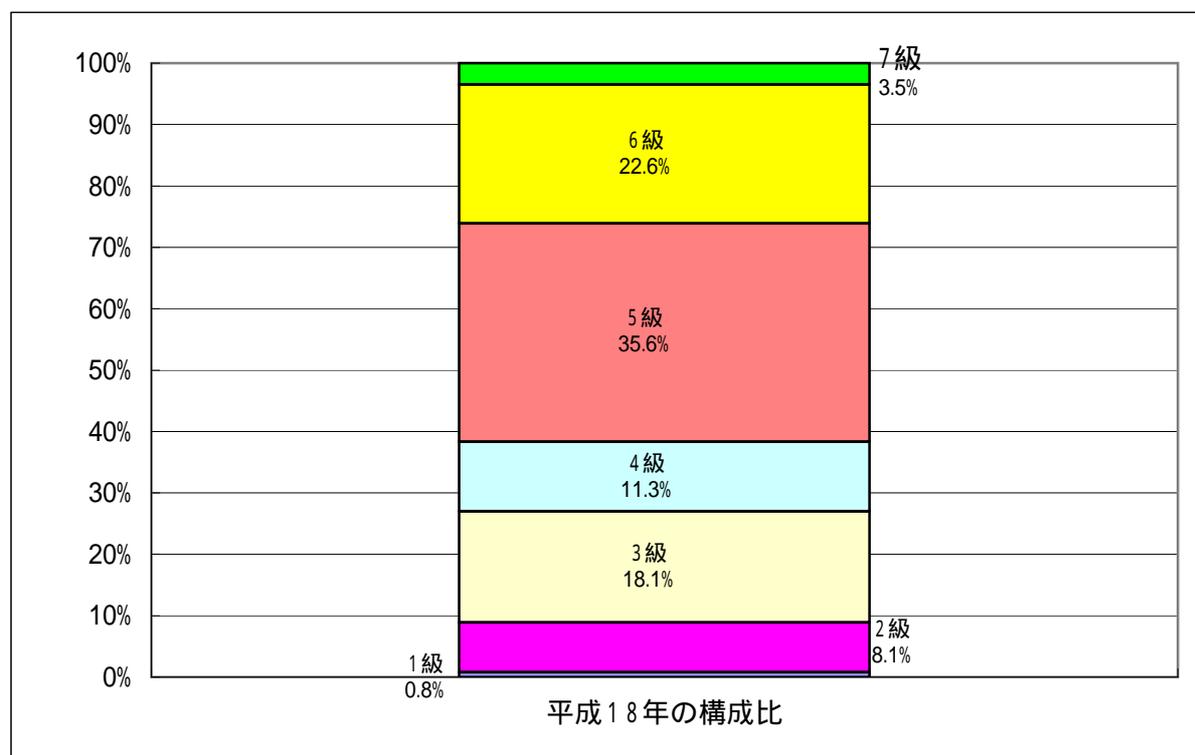
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比				
1 級	主 事	3 人	0.8 %				
2 級	副 主 査	30 人	8.1 %				
3 級	主 査	67 人	18.1 %				
4 級	係 長	42 人	11.3 %				
5 級	課長補佐	132 人	35.6 %				
6 級	課 長	84 人	22.6 %	7 級	部 長	13 人	3.5 %
7 級	部 長	13 人	3.5 %				

(注) 1 橋本市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
17年度	職 員 数	人
	A	
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人
	B	
	比 率	%
	B / A	
16年度	職 員 数	人
	A	
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人
	B	
	比 率	%
	B / A	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

橋本市	和歌山県	国
1人当たり平均支給額(17年度) 1,723 千円	1人当たり平均支給額(17年度) 1,918 千円	
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

橋 本 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%)			定年前早期退職特例措置(2~20%)		
1人当たり平均支給額	13,050 千円	25,286 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		76,686 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
橋本市	3 %	895 人	1 %

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
橋本市	未定	3 %

(注)国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとなっています。

### (4) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)	12,768		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)			%
手当の種類(手当数)			13
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税事務に専ら従事する職員	市税事務	賦課業務 月額 2,000円 徴収業務 月額 3,000円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	日額 500円
ケースワーカー手当	福祉事務所に勤務するケースワーカー	ケースワーカーの業務	月額 3,000円
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業	日額 700円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	行旅死亡人の取扱い	1件 2,000円
工事現場監督手当	工事現場の監督業務に従事する技術吏員等	工事現場の監督業務	月額 2,000円
死犬猫等処理手当	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理をした職員	道路上における動物(犬、猫等)死体の処理業務	1件 1,000円
機関部作業手当	消防署に勤務する職員	機関員の業務	普通自動車以下 月額 1,500円 大型特殊自動車 月額 3,000円
夜間特殊業務手当	消防署に勤務する職員	深夜における通信、受付業務等	1回につき 600円
火災等非常出動手当	消防署に勤務する職員	水、火災等に伴う非常出動	1回につき 500円
救急出動手当	消防署に勤務する職員	管内の救急出動	昼間 150円 夜間 300円
救命救急士手当	消防署に勤務する職員で、救命救急士の業務に従事する者	救急救命士の業務	月額 8,000円
防災航空隊手当	和歌山県防災航空センターの業務に従事する消防吏員	和歌山県防災航空センターの業務	月額 30,000円

**(5) 時間外勤務手当**

支給実績 ( 1 7 年 度 決 算 )	221,306	千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 1 7 年 度 決 算 )		千円
支給実績 ( 1 6 年 度 決 算 )		千円
職員1人当たり平均支給年額 ( 1 6 年 度 決 算 )		千円

**(6) その他の手当 (平成18年4月1日現在)**

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族のうち2人までは各6,000円(扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人は6,500円。配偶者がいない場合は、そのうち1人は11,000円。)その他3人目以降は1人につき5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同じ		77,832 千円	円
住居手当	借家の場合(家賃が12,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて27,000円を限度として支給 持家の場合 新築又は購入の日から5年間は3,500円、以後1,000円を支給	異なる	持家の場合 新築又は購入の日から5年間は2,500円、以後支給なし	16,678 千円	円
通勤手当	交通用具利用の場合 通勤距離が片道2km以上の場合において、その距離に応じ2,000円から24,500円までの額を支給 ただし、自動車を使用することを常例とする職員で、勤務場所の周辺において駐車場を借り受け、賃借料を負担している場合は、その実費額(限度額6,000円)を別に支給 交通機関利用の場合 負担している運賃額(原則として6ヵ月定期券の額を6で除した額)に応じ55,000円を限度として支給	異なる	交通用具利用の場合 24,500円を限度として支給	43,551 千円	円
管理職手当	役職に応じ給料月額額の100分の25を超えない範囲内で支給	同じ		54,672 千円	円

管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されることとなる職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要により勤務した場合、当該勤務時間が6時間を超えることとなる勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で支給	同じ		172 千円	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間あたりの給与額の100分の25に相当する額に当該勤務時間数を乗じて得た額を支給	同じ		3,270 千円	円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員に支給	同じ		千円	円
宿日直手当	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円(年末年始(12月29日～翌年1月3日)に勤務した場合は3,000円を加算した額)を支給	異なる	宿日直勤務をした場合1回につき4,200円	1,773 千円	円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	801,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,007,000 円 / 619,500 円	
	助 役	( ) 円 722,000 円	817,000 円 / 550,800 円	
	収 入 役	( ) 円 646,000 円	722,000 円 / 486,000 円	
報 酬	議 長	( ) 円 520,000 円	690,000 円 / 330,000 円	
	副 議 長	( ) 円 470,000 円	620,000 円 / 272,300 円	
	議 員	( ) 円 440,000 円	560,000 円 / 217,700 円	
期 末 手 当	市 助 長 役 収 入 役	(17年度支給割合) 4.40	月分	
	議 副 議 長 員	(17年度支給割合) 4.40	月分	
退 職 手 当	市 助 長 役 収 入 役	(算定方式) 801,000円 × 在職月数 × 44/100	(1期の手当額) 16,917,120円	(支給時期) 任期毎
	助 長 役	722,000円 × 在職月数 × 30/100	10,396,800円	任期毎
	収 入 役	646,000円 × 在職月数 × 22/100	6,821,760円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

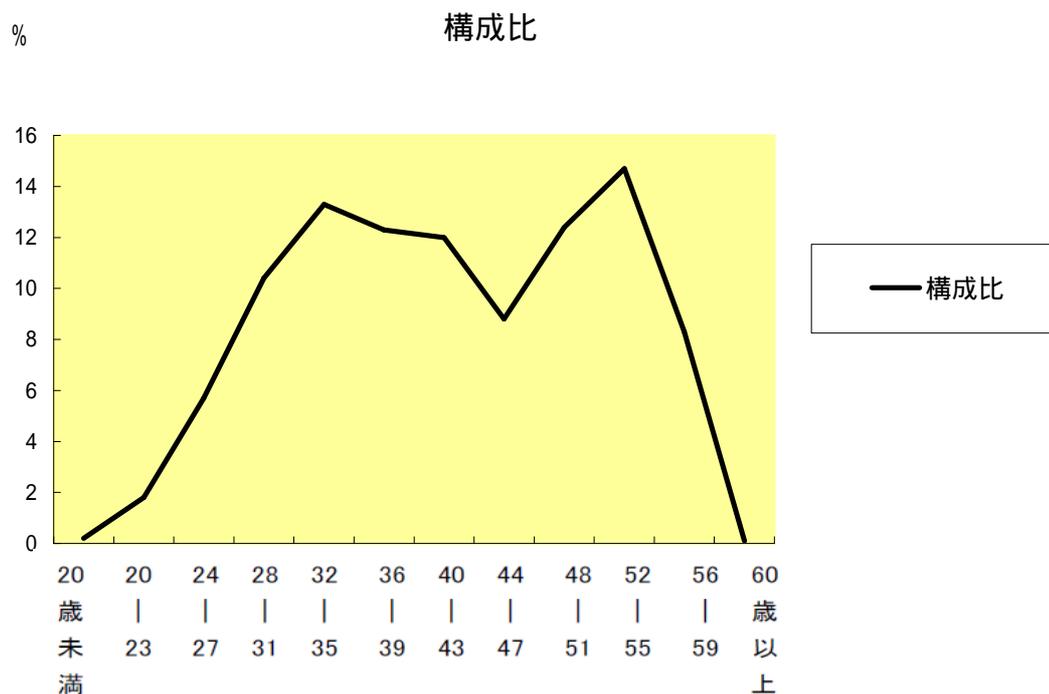
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成17年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	7	8	-1	退職者不補充による
		総 務	107	105	2	合併に係る事務量の増による
		税 務	30	34	-4	退職者不補充による
		民 生	146	151	-5	退職者不補充による
		衛 生	71	76	-5	退職者不補充による
		労 働	-	-	-	
		農林水産	31	32	-1	退職者不補充による
		商 工	10	7	3	合併にともなう事務量の増による
		土 木	69	70	-1	退職者不補充による
		計	471	483	-12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.75 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 6.35 人)
	教育部門	97	97	0		
	消防部門	56	56	0		
	小 計	624	636	-12	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.95 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.63 人)	
公営企業等会計部門	病 院	236	221	15	医療体制強化のためスタッフの増員	
	水 道	28	30	-2	退職者不補充による	
	下 水道	22	23	-1	退職者不補充による	
	そ の 他	22	24	-2	退職者不補充による	
	小 計	308	298	10		
合 計		932	934	-2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.36 人	
		[ 1,019 ]	[ 1,046 ]	[ -27 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（平成18年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	17人	53人	97人	124人	114人	112人	82人	115人	137人	77人	1人	931人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
934人	920人	-14人	-1.5%

(参考)橋本市定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	-59

(注) 数値目標は、市民病院を除く人数です。

## 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		17年	18年			18年～年	(参考)
部門		計画始期	1年目			計	数値目標
一般行政	職員数	483	471				434
	増減		-12			(%)	
教育	職員数	97	97				89
	増減		0			(%)	
消防	職員数	56	56				56
	増減		0			(%)	
公営企業 等 会計	職員数	298	308				341
	増減		10			(%)	
計	職員数	934	932				920
	増減		-2			(%)	

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 一般職員の勤務時間の状況（平成18年4月1日現在）

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	
8時間	8:30	17:15	12:00～12:45	10:00～10:15	15:00～15:15

### (2) 年時給有給休暇の取得状況（平成17年1月1日～平成17年12月31日）

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (d)	消化率 (b)/(a)
23,734 日	6,031 日	611 人	9.9 日	25.4 %

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

### (3) 特別休暇等の種類（平成18年4月1日現在）

種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	5日以内
職員の結婚	7日以内
妊娠・産後の保健指導等	必要と認められる期間
産前産後	出産予定日前6週間から産後8週間の必要であると認められる期間
生理	必要と認められる期間
育児期間	1日2回45分以内又は1日1回1時間30分以内
妻の出産に伴う付き添い	2日以内
子の養育	5日以内
子の看護	5日以内
父母の祭日	1日以内
忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
夏季	7日以内で必要と認められる期間
リフレッシュ	勤続10年1日、20年2日、30年3日
天災被害	7日以内
出勤困難	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得者数(平成17年度)

区分	男性	女性	計
介護休暇取得者数	0	0	0

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数(平成17年度)

処分の種類 処分事由・任命権者	降任	免職	休職	降給	失職
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	
心身の故障の場合	0	0	7	0	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	
職制・定数の改廃・予算の減少により 廃職・過員を生じた場合	0	0	0	0	
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	1	0	
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	
地公法第28条第4項により失職した者					1
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者					0

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

(2) 懲戒処分者数(平成17年度)

処分の種類 処分事由・任命権者	免職	停職	減給	戒告
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0
一般服務違反関係(信用失墜行為・欠勤・勤務態度の不良等)	0	0	0	0
一般非行関係(金銭・異性関係等の非行等)	1	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

## 9 職員のサービスの状況

### (1) 育児休業及び部分休業の取得者数(平成17年度)

区分	男性	女性	計
育児休業取得者数	0	18	18
部分休業取得者数	0	2	2

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

### (2) 健康診断実施状況(平成17年度)

区分	受診者数
定期健康診断	468
B型肝炎検査	34
腸内細菌検査	12
塵肺検診	22

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

## 10 職員の福祉及び利益の保護の制度

### (1) 福利厚生制度

区分	内容
市町村職員共済組合	・短期給付事業(組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行う) ・長期給付(組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う) ・福祉事業(健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行う)
橋本市職員互助会	・福利厚生事業(健康維持増進のための助成、文化及び体育に関する事業、団体への助成及び補助等) ・職員互助事業(死亡弔慰金、結婚祝金、出産祝金、災害見舞金、傷病見舞金、上棟祝金及び退職餞別金の給付等)

### (2) 公務災害・通勤災害の認定件数(平成17年度)

区分	件数
公務災害	5
通勤災害	1

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

**( 3 ) 研修状況 (平成 17 年度)**

種別	研修名等	受講者数
市研修	人権研修	443
	技術職員研修	51
	職員視察研修旅費助成事業	12
	衛生委員会研修	3
県研修協議会研修	一般研修(一般職員研修、監督者研修、管理者研修等)	45
	専門研修(パソコン研修、指定管理制度セミナー、住民との対話能力向上研修等)	52
	特別研修(三役研修、監査委員研修等)	7
国際文化研修所研修(国際交流基礎コース等)		6
地方自治セミナー他		3

旧橋本市及び旧高野口町の合計です。

**( 4 ) 公平委員会に係る業務の内容 (平成 17 年度)**

区分	認定件数
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立	0